

# さいたま市伝統産業活性化事業の概要

さいたま市では、本市の貴重な財産である伝統産業及び伝統産業事業所を本市特有の地域資源として指定することにより、その存在と魅力を市内外に広く発信し、事業者の意欲向上及び後世への継承を図り、もって地域経済を活性化することを目的として伝統産業指定制度を制定しました。

平成20年度に「岩槻の人形」「大宮の盆栽」「浦和のうなぎ」をさいたま市伝統産業に指定し、これまで144事業所を伝統産業事業所として指定しました。

## 伝統産業事業所の募集について

平成23年度も引き続き伝統産業事業所の募集を行います。

申請期間：平成23年4月1日から5月31日まで

申請先：さいたま市経済局経済部商工振興課（ときわ会館3階）

指定要件は次のとおりです。



伝統産業事業所マーク

### 伝統産業に属する事業所

次の～を全て満たすこと

指定を受けた産業において、事業を行っていること。

岩槻人形協同組合、大宮盆栽協同組合、浦和のうなぎを育てる会に加入していること。

江戸時代からの手しごとの伝統的技術を継承していること。

### 伝統的な工芸技術を継承する事業所

次の～を全て満たすこと

武蔵国の地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していること。

市内で創業して30年以上経過していること。

10年以上実務に携わり、高度な技術を身につけている者がいること。

### 地域の特性と深い関連のある事業所

次の～を全て満たすこと

その成り立ちが、本市の風土や歴史等の地域特性と深く関連していること。

市内で大正時代以前に創業していること。

経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。

申請方法は、募集要項をご覧ください。

## 伝統産業事業所の指定について

申請のあった事業所について、さいたま市伝統産業指定委員会で審査し適格と認められれば「さいたま市伝統産業事業所」に指定します。

指定された事業所には、指定証及び盾を交付します。

また、伝統産業ガイドブックなどによりPRしていく予定です。